

## 第4回 香川県子ども・子育て支援会議 次第

日時：平成26年7月31日（木）9時30分～11時30分

場所：香川県社会福祉総合センター 7階

第1中会議室

### 1 開 会

### 2 香川県健康福祉部長挨拶

### 3 議 事

(1) 新たな計画の骨子案について

### 4 報 告

(1) 新幼保連携型認定こども園の認可関係条例の改正について

(2) 香川県子ども・子育て支援会議条例の改正について

### 5 意見交換

### 6 その他

### 7 閉 会

#### 【配布資料】

資料 1	委員名簿	・・・P 1
資料 2	新たな計画の骨子案	・・・P 3
資料 3	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴って、都道府県の条例で定めることとなった幼保連携型認定こども園の設備、運営基準を定めるための条例の改正について	・・・P 3 1
資料 4	香川県子ども・子育て支援会議条例の改正について	・・・P 3 4



## 香川県子ども・子育て支援会議委員名簿

団体名	役職	氏名
香川県私立幼稚園PTA連合会	前副会長	鶴川 美恵
香川県市長会	会長	大山 茂樹
香川県市町教育委員会連絡協議会 教育長部会	副会長	岡 正敏
香川大学教育学部	准教授	片岡 元子
香川県国公立幼稚園長会	会長	木村 マチ子
香川県町村会	会長	栗田 隆義
香川県国公立幼稚園PTA連絡協議会	会長	紫和 恵理子
香川県児童福祉施設3種別連合会	会長	土釜 一
香川県私立幼稚園連盟	理事長	坪井 久也
香川県労働者福祉協議会	専務理事	豊永 幸一
かがわ子育てひろば連絡協議会	代表	中橋 恵美子
香川県PTA連絡協議会	会長	名和 京太郎
香川県小学校長会	会長	野村 一夫
香川県経営者協会	専務理事	福家 正一
香川県民生委員児童委員協議会連合会	会長	藤目 真皓
香川県保育協議会	副会長	米谷 忍
丸亀市保育所保護者会連合会	会長	真室 幸太郎
香川大学教育学部	教授	毛利 猛
香川県私立認可保育園連盟	会長	吉村 晴美

(五十音順、敬称省略)



香川県  
子ども・子育て支援事業支援計画  
(仮称)

骨子(案)について

## 第1 はじめに（基本的事項）

### I 計画策定の趣旨

- 本県の人口は、平成 11 年をピークに減少傾向にあり、平成 26 年 6 月に公表された平成 25 年の人口動態統計によれば、本県の出生数は過去最低となっており、少子化による子どもの成長への影響、地域社会の活力の低下、超高齢化による社会保障制度における負担増大など、社会や経済への深刻な影響が懸念されています。
- このような中、平成 24 年 8 月、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、子ども・子育て支援法が制定され、都道府県は、実施主体である市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することが義務付けられました。
- また、本県では、平成 17 年 3 月、次世代育成支援対策推進法に基づき、少子化の流れを変え、次代の担い手となる子どもたちが健やかに育つよう、社会全体が一体となって次世代の育成支援に取り組むための「香川県次世代育成支援行動計画」（計画期間：平成 17 年度～21 年度）を策定、さらに、平成 22 年 3 月、同計画を引き継ぐ「香川県次世代育成支援行動計画（後期計画）」（計画期間：平成 22 年度～26 年度）を策定し、次世代育成支援施策を総合的に進めてきたところです。そして、平成 26 年 4 月、次世代育成支援対策推進法の有効期限が 10 年間延長され、平成 37 年 3 月 31 日までとなりました。
- これらに対応し、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、「香川県子ども・子育て支援事業支援計画（仮称）」を策定するものです。

### II 計画の性格

- 本計画は、次の法律に基づく 2 つの計画を「香川県子ども・子育て支援事業支援計画（仮称）」として、一体のものとして策定するものです。
  - ① 子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
    - ・ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、県内市町の行う子ども・子育て支援事業を支援するための都道府県としての計画です。
    - ・ 市町が策定する計画では、その地域の実情に応じて小学校就学前子どもの教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保の内容・実施時期を定めることとされており、県計画では、市町の計画における数値を県設定区域ごとに集計したものを基本として、県設定区域ごとの小学校就学前子どもの教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容・実施時期等を定めます。そして、県内における小学校就学前子どもの学校教育・保育の推進方策や、子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上等を定め、市町の事業を支援します。
  - ② 次世代育成支援対策推進法第 9 条に基づく「都道府県行動計画」
    - ・ 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための都道府県としての計画です。

- 本計画は、本県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン〈平成 23～27 年度〉」の「安心できる香川づくり」のうち、「子育て支援社会の実現」のための個別計画となるものです。
- 本計画は、「健やか香川 21 ヘルスプラン」、「香川県地域福祉支援計画」、「かがわ障害者プラン」、「香川県保健医療計画」、「かがわ男女共同参画プラン」、「香川県教育基本計画」などとの整合性を図り、連携を強化するものです。本計画の一部は、都道府県母子保健計画及び保育所保育指針等を踏まえた本県における保育所保育の質の向上のためのアクションプログラムでもあります。

### III 計画の期間

- 本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

### IV 計画の対象

- 本計画は、これから生まれてくる子どもから、成長して次代を育む親となるまでのすべての子ども、また、子どもを育成し、または子どもを育成しようとする家庭、そして、子どもと子育て家庭を取り巻くさまざまな主体（県民、行政、保育所、幼稚園、学校、地域社会、企業、関係団体など）を対象とします。

## 第2 総論（計画の背景と基本方向）

### 1 計画策定の背景

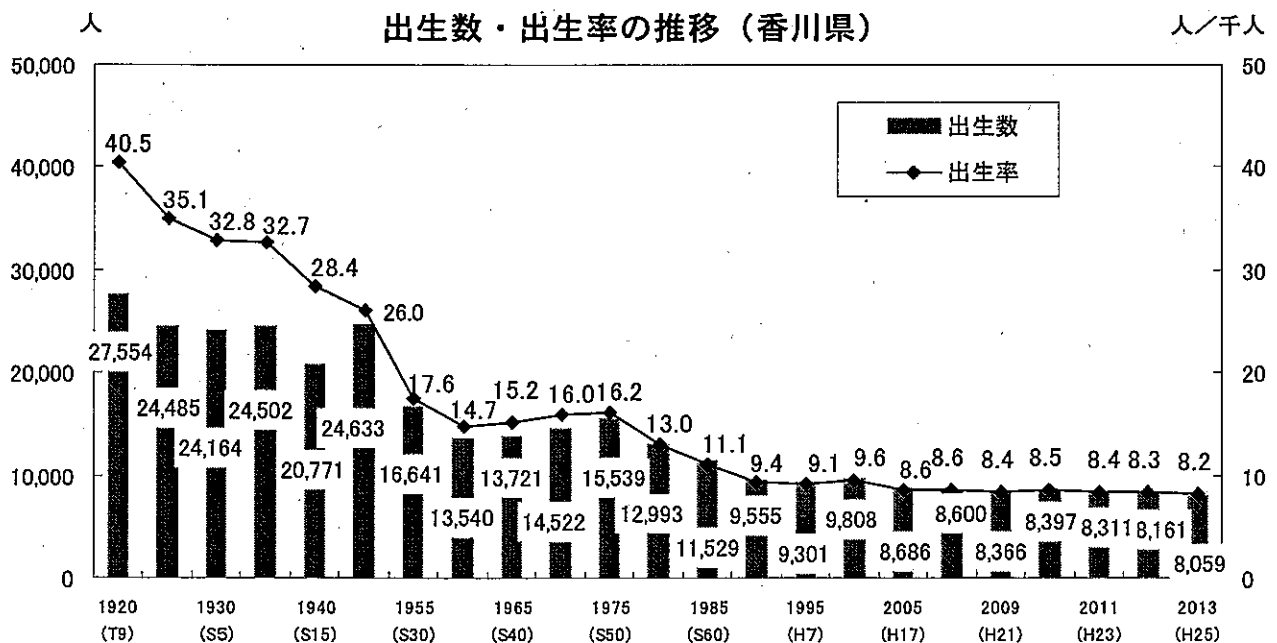
#### 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

##### 少子化の進行

###### ① 出生数の減少

本県の出生数は、1947（昭和22）年をピークとするいわゆる第1次ベビーブームを過ぎると急速に減少しはじめ、その後、昭和40年代後半から一時的に増加傾向となり、1973（昭和48）年には16,399人を記録（第2次ベビーブーム）したものの、1974（昭和49）年からは再び減少に転じ、1989（平成元）年以降は1万人を割って推移しています。

第2次ベビーブーム世代の女性が出産期を迎え、出生数は横ばい傾向にありましたが、今後は15歳～49歳の女性人口が減少することに伴い、出生数も減少が続くことが予想されます。



厚生労働省「人口動態統計」

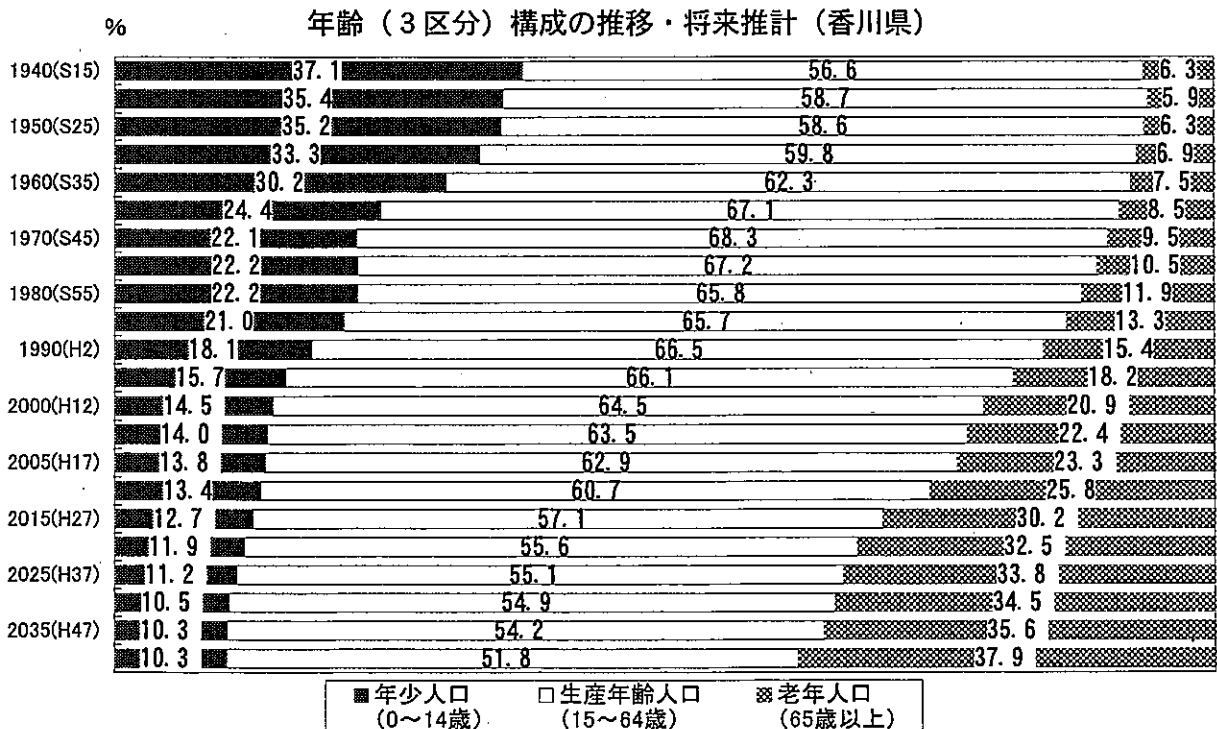
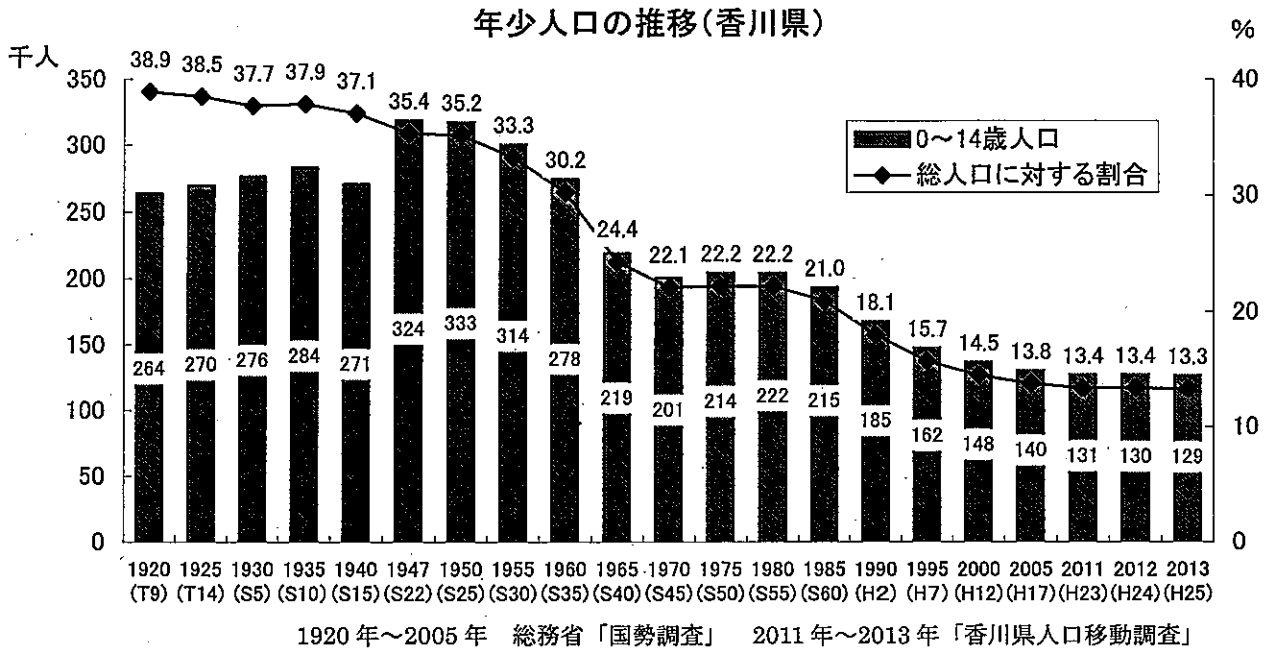
$$\text{出生率} = \frac{\text{1年間の出生数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$



## ② 子どもの数の減少

本県の年少人口（0～14歳）は、昭和40年代後半から昭和50年代半ばに一時的に増加傾向を示したものの、その後は減少し、2013（平成25）年の調査では、1950（昭和25）年の約39%に当たる12万9千人にまで減少しています。

また、総人口に占める年少人口の割合は、1950（昭和25）年には35.2%ありましたが、2013（平成25）年は13.3%と大幅に減少しています。

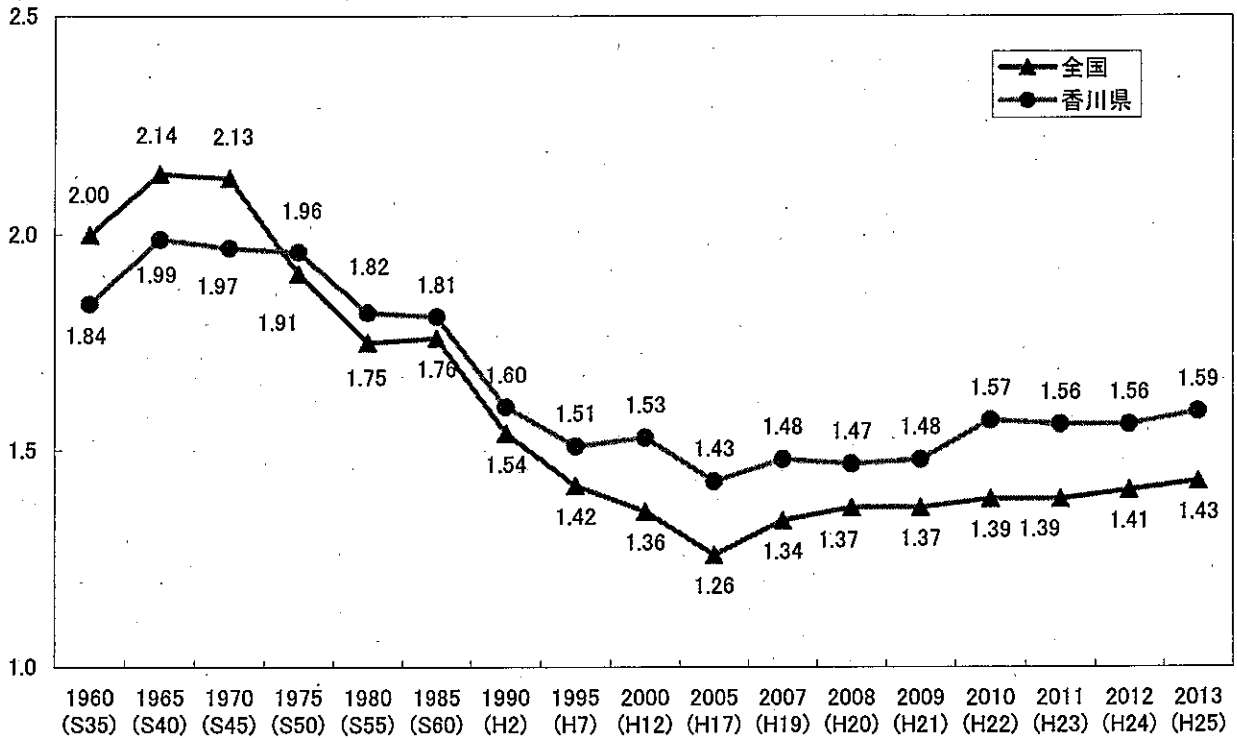


国立社会保障・人口問題研究所（平成22年までは確定数、平成27年以降は推計）

### ③ 合計特殊出生率の低下

平成 25 年の本県の合計特殊出生率は 1.59 であり、全国の 1.43 と比べれば高いものの、人口を維持する水準とされる 2.07 を大きく割り込んでおり、依然として少子化の進行に歯止めがかからない状況にあります。

#### 合計特殊出生率の推移(全国・香川県)



厚生労働省「人口動態統計」

※合計特殊出生率：その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときの子ども数に相当する。

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \begin{array}{l} \text{母親の年齢別出生数} \\ \text{年齢別女子人口} \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{15歳から49歳} \\ \text{までの合計} \end{array}$$

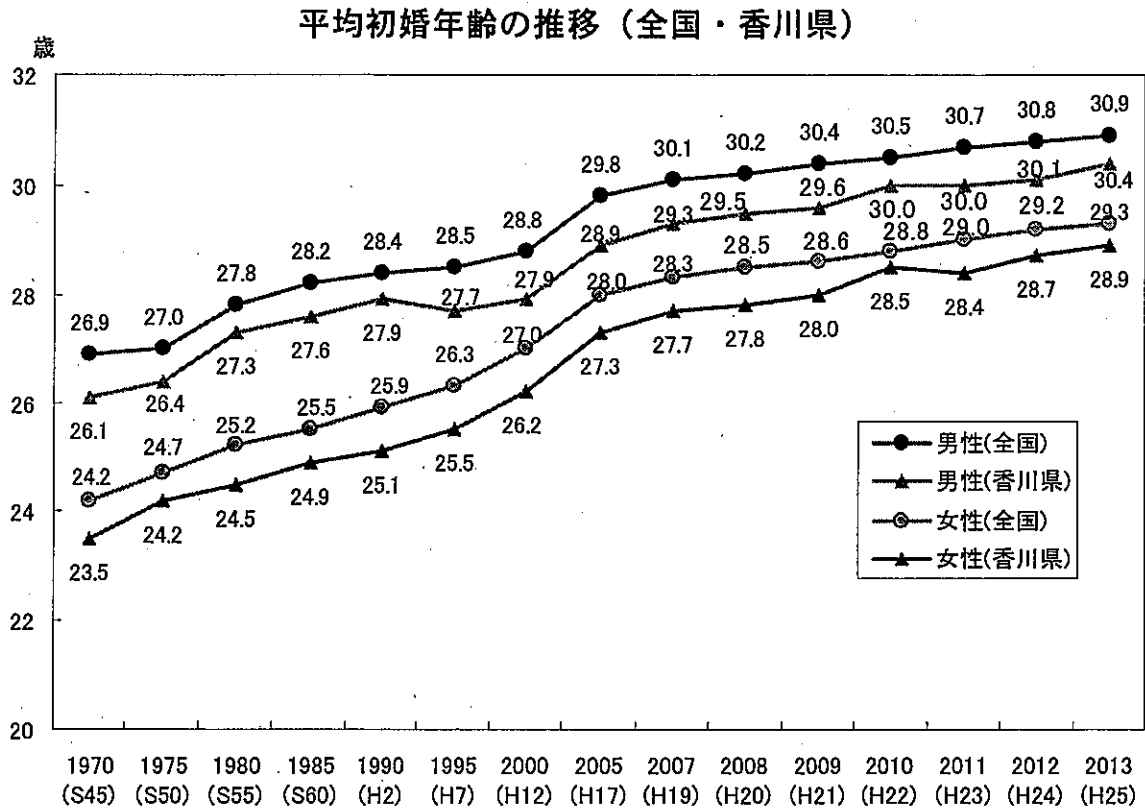
## 少子化の要因

少子化の直接の要因は、晩婚化の進行、未婚率の上昇、初産年齢の上昇、夫婦の平均出生子ども数の減少が考えられます。

### ① 晩婚化の進行と未婚率の上昇

#### ○ 晩婚化の進行

平均初婚年齢は年々上昇しており、全国と同様、晩婚化が進んでいます。

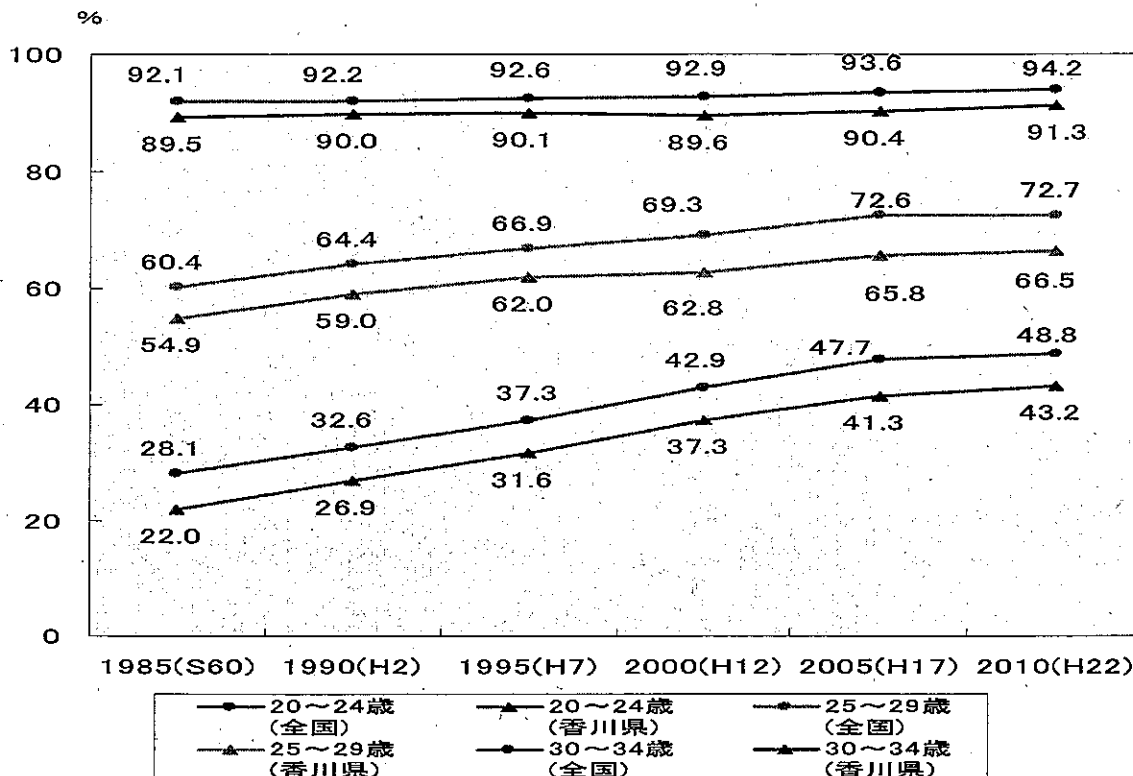


厚生労働省「人口動態統計」

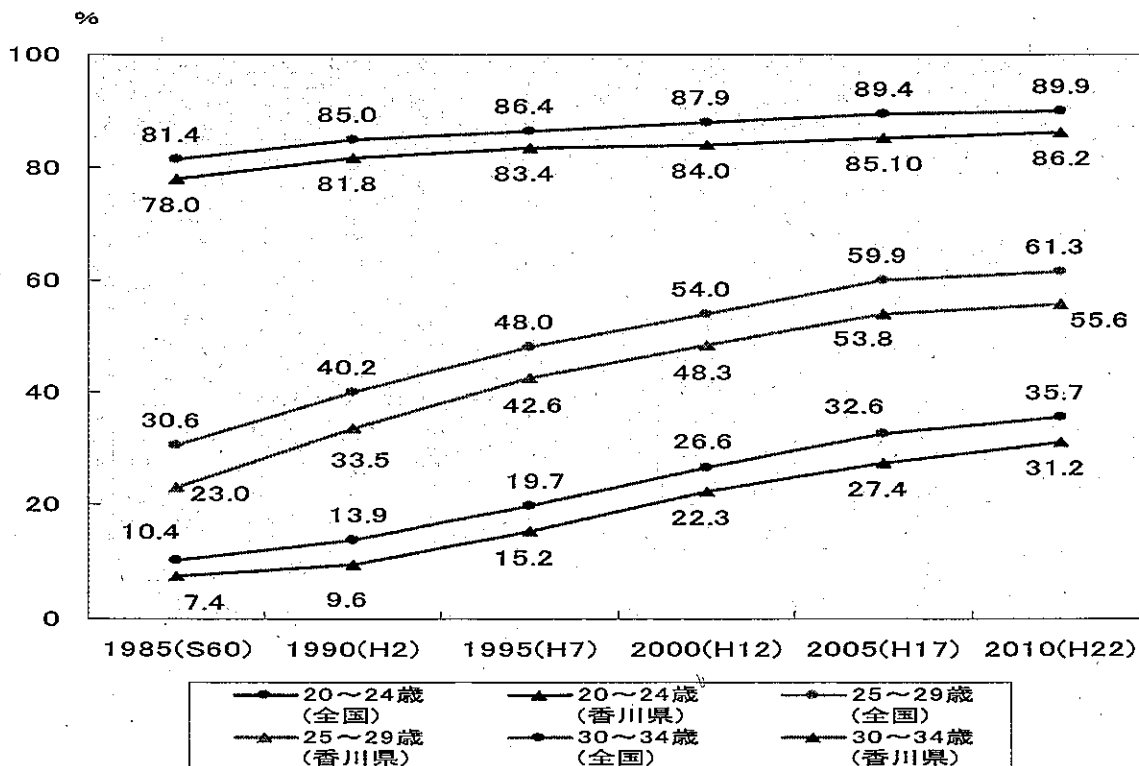
○ 未婚率の上昇

本県の年齢階級別未婚率について、1985（昭和60）年から2010（平成22年）の推移をみると、男性は30歳代前半、女性は20歳代後半から30歳代前半で上昇しています。

年齢階級別未婚率（男性）（全国・香川県）

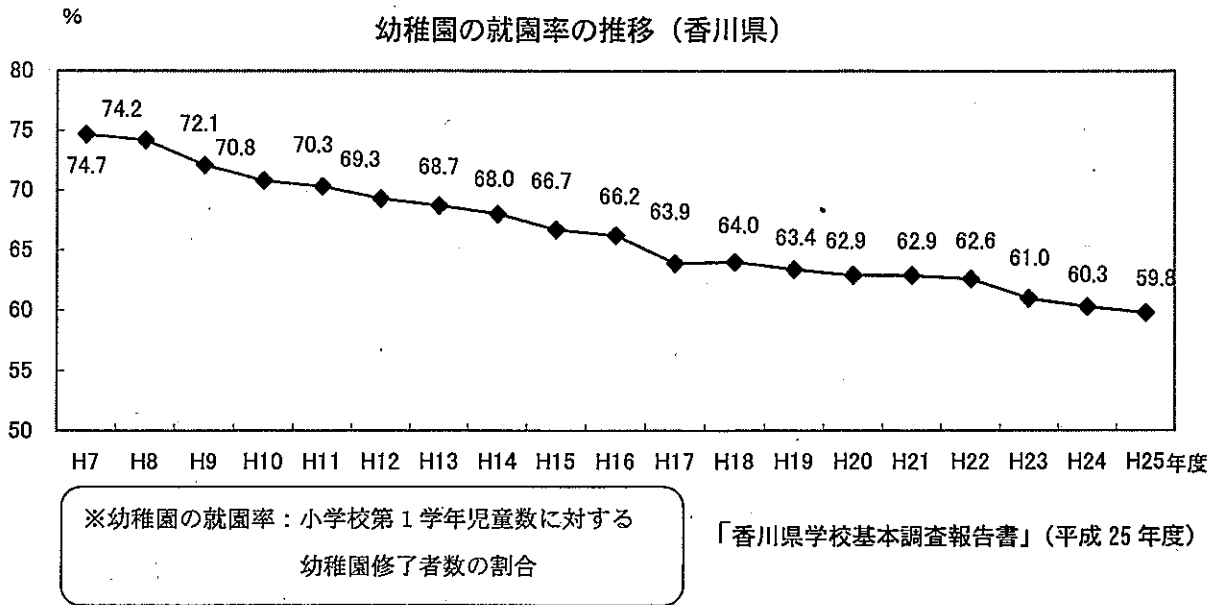


年齢階級別未婚率（女性）（全国・香川県）

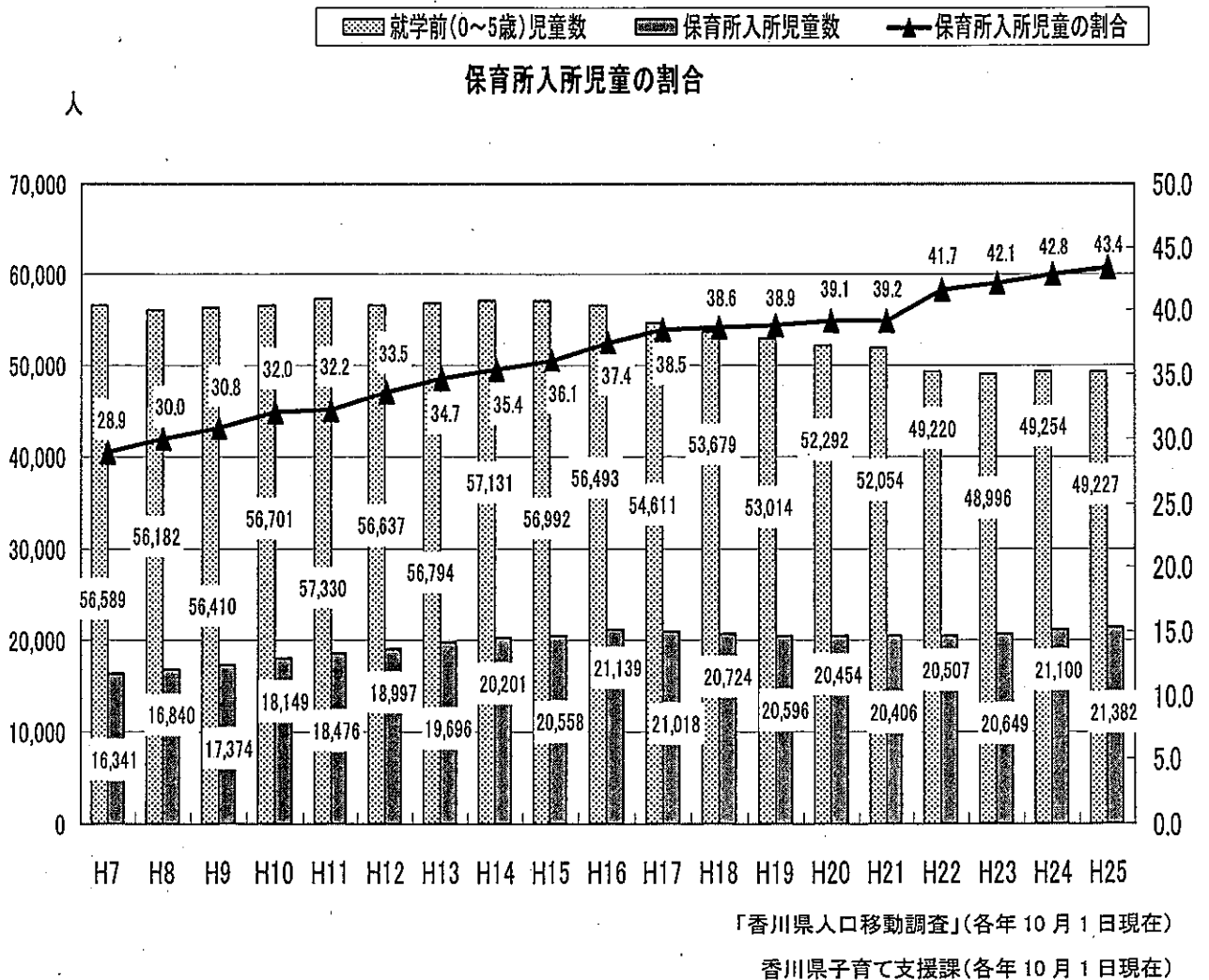


# 子どもの状況

## ① 幼稚園の利用状況

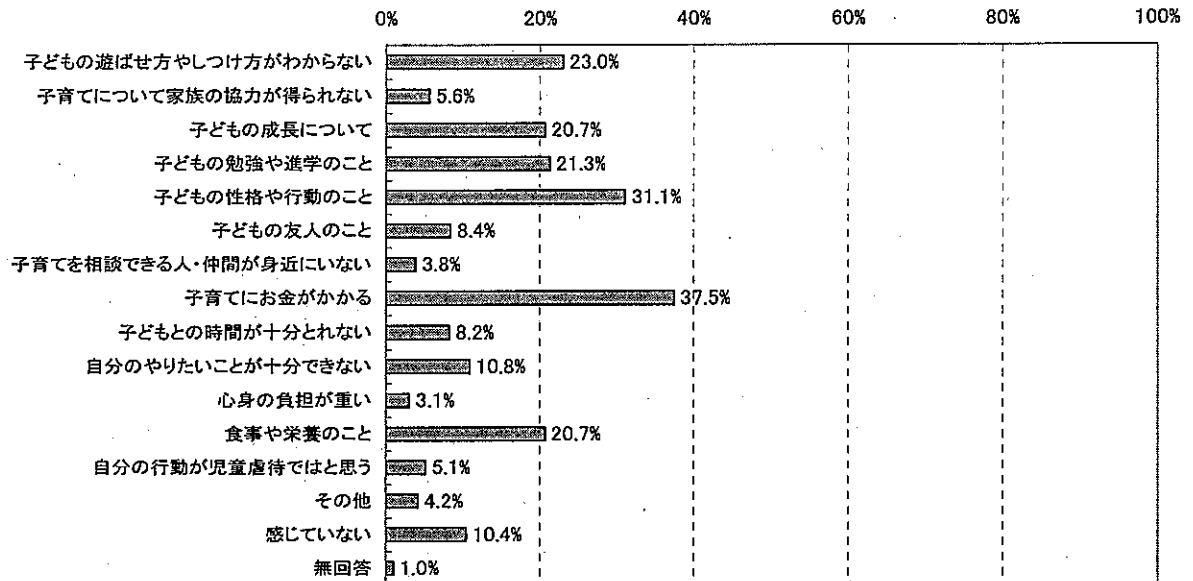


## ② 保育所の利用状況



## 子育ての悩み、不安、孤立感

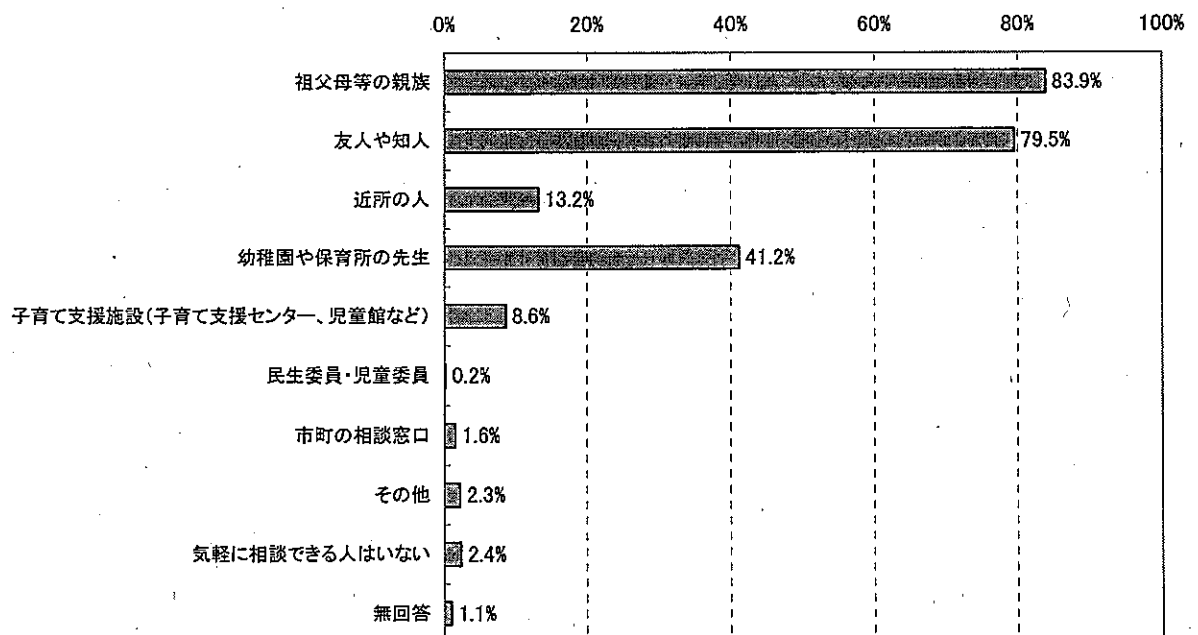
### ① 子育ての悩み・不安（複数回答）



(高松市、丸亀市、三豊市調査より)

(平成 25 年度)

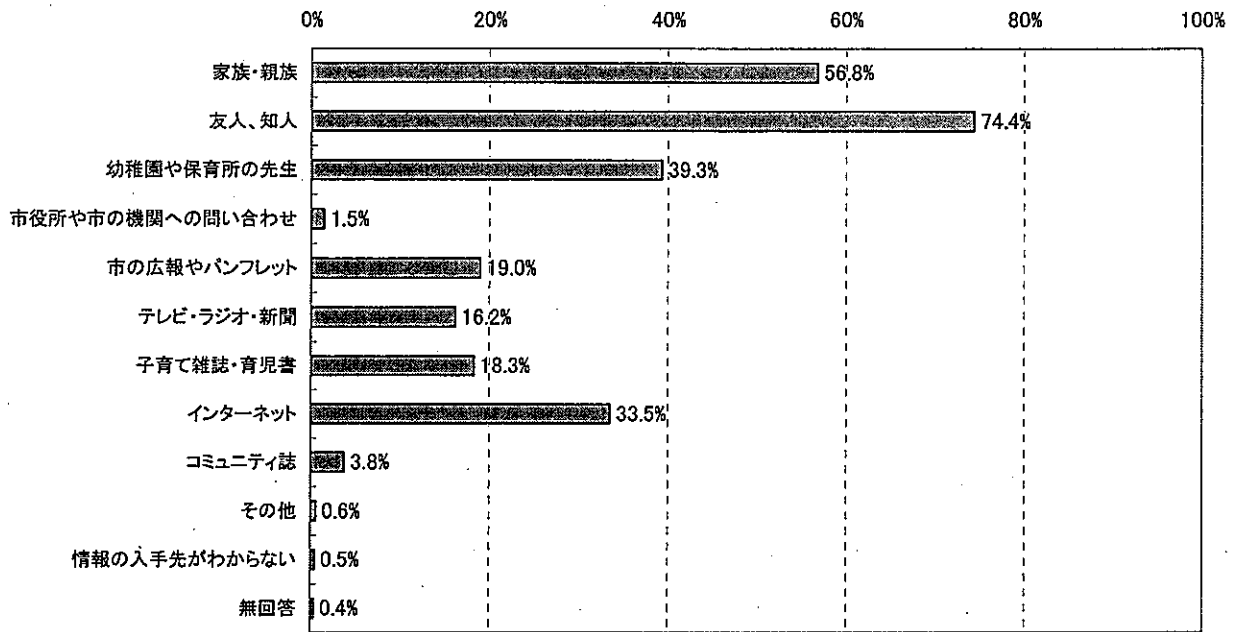
### ② 気軽に相談できる相手（複数回答）



(高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺地、さぬき市、綾川町、琴平町、まんのう町調査より)

(平成 25 年度)

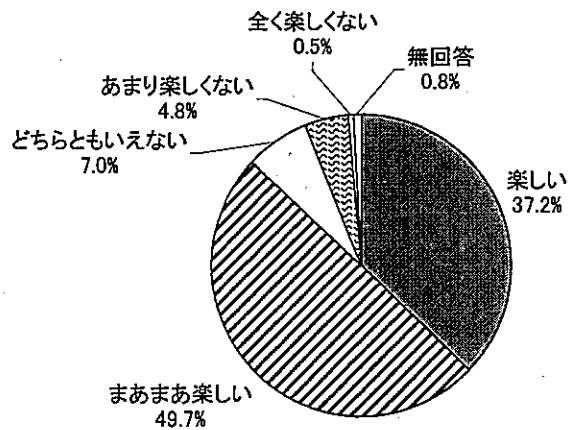
③ 子育て情報の入手手段（複数回答）



(高松市調査より)

(平成 25 年度)

④ 子育ては楽しいか



(親音寺市、さぬき市、三豊市調査より)

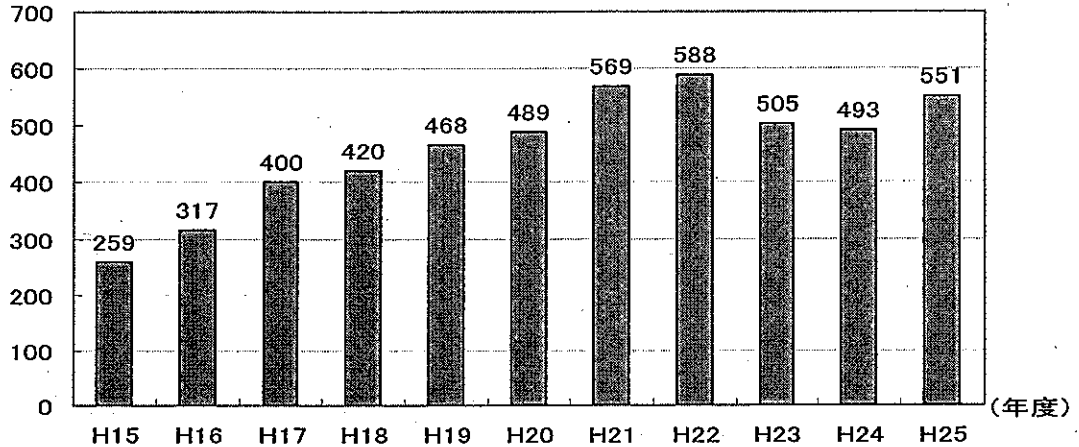
(平成 25 年度)

# 子ども・子育てをめぐる問題の動向

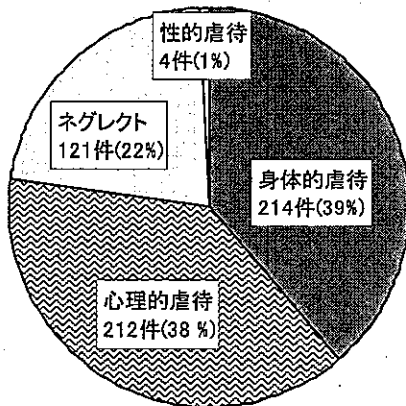
## ① 児童虐待

本県の児童相談所における児童虐待対応件数は、平成 22 年度に 588 件と過去最高に達し、児童虐待は依然として深刻な状況にあります。

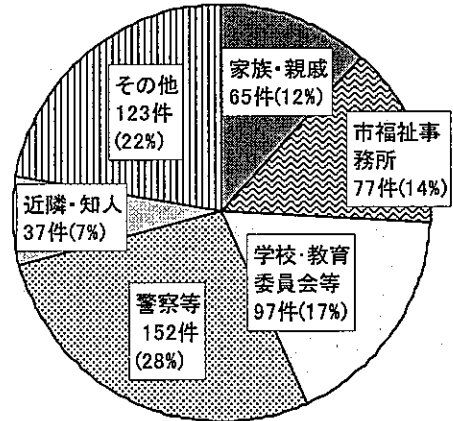
(件数) 児童相談所における虐待対応件数の年度別推移



平成25年度虐待対応件数の種類別内訳



平成25年度虐待相談対応件数の経路別内訳



香川県子育て支援課



② 県内の社会的養護施設の入所状況

種 別	施設名	定員	入所児童数（年度当初）						
			平 18	平 19	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
乳 児 院	豊島神愛館	29	24	25	28	23	18	16	17
児 童 養 護 施 設 [地域小規模児童養護施設]	讃岐学園	65	56	57	59	50	54	51	64
	恵愛学園	45	35	32	34	38	36	41	36
	亀山学園	45	36	39	39	42	40	33	33
	和みの家	6					6	6	5
情緒障害児短期治療施設	若竹学園	30	20	25	19	18	16	24	19
児童自立支援施設	斯道学園	30	20	19	20	20	10	10	13
合 計		244	187	201	191	197	191	180	187
小規模住居型児童養育事業所 (ファミリーホーム)	笑顔	6					5	6	6
児童自立生活援助事業所 (自立援助ホーム)	なごみハウス 園	6					5	2	6
	丸亀おひさま 荘	6							2
里 親	里親登録者数		33	36	38	43	37	44	54
	委託児童数		13	20	27	24	26	26	25

香川県子育て支援課

③ 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の在籍状況  
(学習面か行動面で著しい困難を示す児童生徒)  
(平成24年12月現在)

	小学校	中学校	小・中学校 合 計	高等学校 (全・定・通)
該当する児童生徒の人数(人)	4,062	1,595	5,657	353
割 合 (%)	7.6	6.0	7.1	1.7

香川県特別支援教育課「香川の特別支援教育要覧(平成25年度)」

## II 基本理念と基本目標（案）

### 1 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来をつくる無限の可能性を秘めている輝かしい存在です。

子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、子どもの成長する姿に感動し、親も親として成長していくという大きな喜びと生きがいをもたらすものであり、また、このことによって、子どもは家族との絆を形成していきます。

子育ての第一義的責任は父母などの保護者にあり、家庭は、人に対する信頼感や倫理観、自立心、社会的マナーなどの基本的な事項を子どもが身につける教育の出発点です。

しかし、近年、急速な少子化の進行や核家族化、地域とのつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育てを家庭だけにとどめず、子どもと子育て家庭を社会全体で支え、次代を担うすべての子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境づくりが、以前にも増して必要となっています。そしてそれは、未来への投資であり、香川の未来をつくることです。

子ども・子育て支援の主体は子どもであり、子どもたちがこれからの新しい時代を担いたくましく生きていくために、心身ともに健やかに育ち、自立する心と生きる力を育むことが大切です。

子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではありません。親自身が持っている子育てできる力を存分に発揮できるよう支援することにより、親が親として成長し、より良い親子関係が築かれ、子どものより良い育ちの実現につながります。

父母などの保護者が子育ての悩みを1人で抱え込まないよう、不安や孤立感などを和らげることを通じて、自己肯定感を持ちながら子どもとしっかりと向き合える環境を整えることで、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるができるよう支援することが必要です。

そのためには、行政、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、企業その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、少子化と子ども・子育て支援を自らの問題と捉え、それぞれの役割を自覚し、行動することが大切です。

家庭は父母などの保護者が協力して子どもと向き合い、愛情を注いで子どもを育てること、幼稚園や保育所は1人1人の子どもを理解し、子どもの育ちを見守り生涯にわたる基礎を培うこと、学校は確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、生きる力を培うこと、地域はそれぞれ関係者と連携してあたたかな目で子どもと子育て家庭を応援し育むこと、企業や職場は子育て家庭で父母などの保護者が協力して家事や育児を行えるよう雇用環境の整備や職場の雰囲気づくりに努めること、行政は総合的・計画的に具体的な施策を推進することなど、それぞれの役割を果たすとともに、連携して「次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができる環境」を整えることが必要です。

## 2 基本目標

「次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるかがわづくり」

## 3 基本的視点

上記理念の下、基本目標を達成するため、本計画の推進に当たっては次の3つの視点で具体的な施策の展開を図っていきます。

### 1 子どもの視点に立って、子どもの健やかな成長と幸せにつながるよう取り組みます。

支援の対象は、すべての子どもです。すべての子どもが心身ともに健やかに成長するとともに、どうすることが子どもの成長と幸せにつながるかという視点のもとに支援を行います。

### 2 父母などの保護者が子育てに対して責任を持ち、子育てする力を発揮できる子育て支援に取り組みます。

父母などの保護者が子育ての第一義的な責任を有していることを前提に子育て支援を行うとともに、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもとしっかりと向き合っており、喜びを感じながら子育てできるような支援に取り組みます。

### 3 次代を担う子どもと子育て家庭を社会全体で支援するよう取り組みます。

次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりは未来への投資であり、社会全体で子どもと子育てを支えるという視点のもとに支援を行います。社会の構成員が、少子化の現実と子ども・子育てへの支援を自らの問題と捉え、関係者と連携してそれぞれの役割を果たすことで、子育てする親の孤立感、不安や悩みを和らげ、子どものより良い成長の実現に取り組みます。

### 第3 計画の施策体系(案)

大項目	項 目
I 結婚・妊娠期からの支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 結婚を希望する男女の応援</li> <li>2 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築</li> <li>3 妊婦健診など、母子保健事業の推進</li> <li>4 小児・母子医療体制の充実</li> <li>5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進</li> </ol>
II 就学前の教育・保育の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 質の高い<u>就学前の教育</u>・保育の提供</li> <li>2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策</li> <li>3 就労形態の多様化等に対応した保育の充実</li> </ol>
III 地域における子ども・子育て支援の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域における<u>子ども・子育て支援</u>の充実</li> <li>2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策</li> <li>3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実</li> <li>4 <u>子ども・子育てに関する相談</u>・援助体制の充実</li> </ol>
IV 次代を担う子どもたちの教育、育成支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進</li> <li>2 家庭教育への支援の充実</li> <li>3 地域の教育力の向上</li> <li>4 次代の親の育成</li> </ol>
V 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>仕事と家庭生活の両立支援</u></li> <li>2 <u>バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり</u></li> <li>3 子どもの安全を確保するための活動の推進</li> <li>4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</li> <li>5 子育てに伴う経済的負担の軽減</li> </ol>
VI 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童虐待防止対策の充実</li> <li>2 社会的養護体制の充実</li> <li>3 <u>ひとり親家庭等の自立支援</u>の推進</li> <li>4 障害児施策の充実</li> </ol>
VII 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>子ども・子育て支援を担う人材の確保</u></li> <li>2 従事者の資質向上</li> </ol>

## I 結婚・妊娠期からの支援

### 《課題》

- 本県の人口は、平成11年をピークに減少を続けており、出生数の減少、未婚化、晩婚化が進行しています。
- 核家族化の進行や地域の結びつきの希薄化などの社会状況の変化から、子育てに対する不安感が増大しています。

### 《施策の方向性》

- 結婚を希望する男女を応援する環境づくりを推進します。
- 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠・出産・育児期における子どもや母親の健康の確保・増進を図るため、切れ目ない母子保健対策の充実に取り組むとともに、小児救急医療体制の充実を図り、不妊に悩む方に対する支援を行います。
- 子どもの食に関わる地域の関係者のネットワークなどによる子どもの食育の推進、また、子どもの疾病の予防と早期発見、早期治療や子どもを健やかに育てるための健康づくりを推進します。

### 1 結婚を希望する男女の応援

- 結婚を希望する男女の出会いの場（イベント）についての情報提供
- 結婚を希望する男女の出会いの機会を増やすための取組み

### 2 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築

- 妊娠期からの切れ目ない相談体制の強化
- 医療機関・市町・保健所・県等の有機的な連携体制の強化
- 母子愛育会・NPO等の地域資源の活用
- 妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発

### 3 妊婦健診など、母子保健事業の推進

- 母子保健医療に関する知識等の普及啓発
- 妊産婦、乳幼児の健康診査や保健指導などの充実
- 市町母子保健事業との連携・支援
- 生涯を通じた女性の健康支援体制の推進
- 不妊に悩む方に対する支援の充実

### 4 小児・母子医療体制の充実

- 小児医療の充実
- 小児慢性特定疾病対策の推進
- 総合的な周産期医療体制の整備

### 5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進

- 親子の健康の増進と体力づくりの推進
- 食育の推進
- 子どもの疾病の予防と早期発見、早期治療の推進
- 歯科保健対策の推進
- 思春期保健対策の推進

## Ⅱ 就学前の教育・保育の充実

### 〈課題〉

- 市町のニーズ調査に基づいた子育て家庭のニーズを踏まえた教育・保育等の量の見込みに対する提供体制の確保や、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等との連携を推進するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた幼児教育全体の質の向上が必要とされています。

### 〈施策の方向性〉

- 各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、就学前の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

### 1 質の高い就学前の教育・保育の提供

- 教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方
- 幼児教育の充実
- 認定こども園に関する基本的考え方
- 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等、県が行う必要な支援に関する事項
- 地域における就学前の教育・保育施設、地域型保育事業を行う者の相互の連携の推進方策
- 認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等との連携の推進方策
- 教育・保育情報の公表
- 認可外保育施設の指導監督および研修の充実

### 2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策

- 区域の設定
- 各年度における教育・保育の「量の見込み」「提供体制の確保の内容」「実施時期」「算定にあたっての考え方」
- 県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

### 3 就労形態の多様化等に対応した保育の充実

- 延長保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育等の充実

### Ⅲ 地域における子ども・子育て支援の充実

#### 《課題》

- 核家族化や都市化の進行、地域の人間関係の希薄化により、地域での家庭の孤立化が進み、気軽に相談できる相手が身近にいないなど、子育てに対して不安や悩み、孤立感を感じている保護者への対応が必要となっています。
- 少子化の背景として、子育てに対する不安や大変さ、仕事と家庭の両立困難、結婚・出産に対する意識の変化などが見られます。社会全体で子育てを応援する機運を高めながら、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

#### 《施策の方向性》

- 放課後児童の健全育成や子育て親子の交流の場を提供する地域子育て支援拠点など、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させます。
- 子育て支援 NPO や子育てサークル、企業等との連携・協働を図り、地域における子育て支援のネットワークづくりを推進するほか、社会全体で子どもと子育て家庭を支援していく活動の取組みを進めていきます。
- 子育ての不安や悩み、孤立感の解消のため、子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実を図り、すべての子どもと子育て家庭を支援していきます。



### 1 地域における子ども・子育て支援の充実

- 地域子ども・子育て支援事業の推進
- その他の子育て支援の充実

### 2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策

- 放課後子ども総合プランの推進
- 放課後児童クラブの推進
- 放課後子ども教室の推進

### 3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実

- 地域における子育て支援のネットワークづくり
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 社会全体での子育て支援やみんなで子どもを育む意識の啓発
- ささえあい安心して子育てできる体制の構築

### 4 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実

- 相談機関の周知・広報
- 相談・援助活動の充実
- 相談機関のネットワークづくり

## IV 次代を担う子どもたちの教育、育成支援

### 〈課題〉

- いじめ、不登校などの社会問題化や家庭の教育力の低下、フリーター等若者の不安定就労の増加など、家庭や学校を取り巻く社会環境が変化しています。

### 〈施策の方向性〉

- 確かな学力を育成し、一人ひとりの能力や個性、創造性を伸ばす教育を推進するとともに、豊かな人間性や社会性、健康でたくましく生きるための資質を培う教育を進めます。
- 社会や時代の要請に対応し、教育内容等の充実に努めるとともに、地域の要望や期待を的確に反映した特色ある学校づくりを進めるなど、家庭や地域社会と連携し、子どもたちの教育に取り組みます。
- 子どもが自立した個人として成長し、社会的・経済的にも自立できるよう支援するため、乳幼児とふれあう機会づくりや、職業観の育成、安定就労への支援を推進します。

## 1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進

- 心豊かでたくましい児童生徒の育成
- 一人ひとりの能力や個性、創造性を伸ばす教育の推進
- 社会の変化に対応した教育
- 信頼される学校づくり
- 教育環境の整備
- いじめ、不登校の防止や相談体制の充実

## 2 家庭教育への支援の充実

- 広報啓発活動の推進
- 多様な学習機会や交流の場の提供と相談体制の充実
- 指導者の養成

## 3 地域の教育力の向上

- 家庭、学校、地域社会の連携
- 多様な体験・交流活動機会の提供
- 子ども読書活動の推進
- 文化芸術環境の整備と文化芸術活動の促進
- 社会教育施設などの整備と社会教育活動の充実

## 4 次代の親の育成

- 子育てマインドの形成
- 男女が協力して家庭を築くことの意識の醸成
- 薬物乱用防止対策等の推進
- 若者の職業的自立の支援

## V 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

### 《課題》

- 長時間労働や女性有業率の高さなど仕事と子育てを巡る環境の変化や、子どもや子育てを巡る生活環境の変化に伴う、安全で安心・身近な遊び場が少ないことや、妊婦や子ども連れが安心して外出できる環境整備が不十分であり、子どもを取り巻く有害な環境の問題があります。

### 《施策の方向性》

- 育児休業制度の普及定着など雇用環境の整備を図るとともに、働き方の見直しを社会全体で進めていき、働きながら子育てしやすい環境の整備に努め、仕事と家庭生活の両立を推進していきます。
- 道路交通環境や公共施設などの生活環境において、広く子育てバリアフリーを推進するとともに、子育て家庭に配慮した住宅や、子どもが安心して集い遊べる場、自然とふれあえる場などの環境整備を進めます。
- 地域社会と連携し、子どもの安全を確保するための活動を推進するとともに、子どもを取り巻く有害環境の浄化に努めていきます。
- 専門的な相談体制を強化し、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークを充実させ、子どもの非行防止を推進するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進します。
- 負担の公平性、施策の効果や適切な役割分担などを考慮しながら、子育て家庭に対する経済的負担の軽減に努めます。

## 1 仕事と家庭生活の両立支援

- 多様な働き方の実現と働き方の見直し
- 育児休業を取得しやすい環境の整備
- 働きながら子育てをしやすい環境の整備

## 2 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり

- バリアフリー化など安全でゆとりのある道路交通環境の整備
- 公共的施設等における子育てバリアフリーの推進
- 子育て世帯に対する住宅、宅地供給の促進
- 子どもが安心して集い遊べる場の確保
- 地域ごとのニーズに応じた支援

## 3 子どもの安全を確保するための活動の推進

- 安全・安心まちづくりの推進
- 子どもの交通安全対策の推進
- 子どもの事故防止対策の推進

## 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- 子どもの非行防止と社会環境の浄化
- 地域の健全育成づくりの推進

## 5 子育てに伴う経済的負担の軽減

- 子育て費用に対する社会的支援
- 保育料や教育費の負担軽減

## VI 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

### 《課題》

- 様々な理由から親と一緒に暮らすことができない子どもたちや、ひとり親家庭の子ども、発達障害児への対応が必要です。また、児童虐待は依然として深刻な状況であり、社会全体で解決すべき重要な課題です。

### 《施策の方向性》

- 深刻化する児童虐待に対応するため、虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止・自立支援の観点に立ち、市町との適切な役割分担と連携のもと、総合的、計画的に児童虐待防止対策を推進します。
- 保護を要する子どもの養育環境の整備を図るため、里親制度の普及啓発、児童養護施設等におけるケアの充実や自立支援策の強化など、社会的養護体制の充実を図っていきます。
- ひとり親家庭等が自立を図り、安心して子どもを育てることができるよう、関係機関と連携し、相談機能の充実、子育てや生活への支援、就業への支援、経済的支援に努めます。
- 障害のある子どもが夢と希望、目標を持って、その持てる個性や能力を最大限に発揮しながら充実した人生を送ることができるよう支援体制づくりを推進します。また、発達障害のある子どもへの支援体制づくりを推進します。

## 1 児童虐待防止対策の充実

- 虐待の未然防止
- 虐待の早期発見・早期対応
- 虐待の再発防止・自立支援

## 2 社会的養護体制の充実

- 家庭的養護の推進
- 児童養護施設等におけるケアの充実
- 家庭支援機能等の強化
- 自立支援策の強化

## 3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

- 就業・自立支援
- 子育て・生活支援
- 経済的支援

## 4 障害児施策の充実

- 地域の療育支援体制の整備・充実
- 発達障害児への支援
- 特別支援教育の推進

## Ⅶ 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

### 〈課題〉

- 質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に保育教諭、幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要です。
- 保育士等の専門性を有する人材を確保することが、困難になっています。

### 〈施策の方向性〉

- 教育・保育等の量の見込みに対する提供体制を確保し、質の高い教育・保育を提供できるよう、教育・保育等を担う人材の確保と資質の向上を推進します。
- 教育・保育等を担う人材の新規卒業者の確保、就業継続の支援、資格を有しているものの潜在化している者の再就職等の支援等に係る必要な支援策等を講じます。
- 資質の向上を図るため、必要な研修等の実施体制の整備を含め、研修を積極的に実施します。

### 1 子ども・子育て支援を担う人材の確保

- ◎特定教育・保育、特定地域型保育を行う者の必要見込み人数
- ◎特定教育・保育、特定地域型保育を行う者の養成、就業の促進等
- ◎保育士の人材確保
- ◎幼稚園教諭の人材確保
- ◎放課後児童クラブ等地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保

### 2 従事者の資質向上

- ◎保育教諭、幼稚園教諭、保育士、その他教育・保育、子育て支援事業に従事する者の資質向上
- ◎保育教諭の促進についての対象者への周知等



「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴って、都道府県の条例で定めることとなった幼保連携型認定こども園の設備、運営基準を定めるための条例の改正について

### 1 条例改正の背景

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号 以下「法」という。）の一部改正により、幼稚園としての認可と保育所としての認可をそれぞれ受け、双方の機能を併せ持つ施設について知事が認定を行う現行の幼保連携型認定こども園に代え、法に基づき単一の知事の認可を受けることにより学校及び児童福祉施設としての位置付けを持つ新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されたことに伴い、当該認定こども園に係る施設及び運営の基準について、都道府県の条例で定めることとされました。

また、その都道府県の条例で定める基準は、主務省令で定める基準に従い定めるもの（以下「従うべき基準」という。）、主務省令で定める基準を参酌するもの（以下「参酌すべき基準」という。）に区分されました。

今回、「香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」において、「幼保連携型認定こども園」を対象施設とするとともに、主務省令で示された区分に基づいて下記のとおり条例の改正を行います。

### 2 改正する条例

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年香川県条例第 52 号）

【関係法律】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

### 3 条例改正の概要

条例改正にあたっては、「幼保連携型認定こども園」の設備及び運営について主務省令で定める基準を条例において基準として定めるほか、他の社会福祉施設と同様に以下のような内容の基準を定める方向で検討しています。

なお、香川県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成 18 年香川県条例第 64 号）についても、現行の幼保連携型認定こども園の認定の要件を定めた部分を削除する改正を検討しています。

#### (1) 非常災害対策に関する具体的な計画の概要の揭示

内容	施設又は事業所の見やすい場所に、非常災害対策に関する具体的な計画の概要を揭示しなければならない。
理由	利用者及び従業員の安否確認や対応の周知徹底を図り、円滑な活動ができるようにするため、策定した具体的な計画の概要を施設内に掲示することを義務付ける。

(2) 非常災害時の連携協力体制の整備

内容	利用者の安全確保を図るため、あらかじめ他の社会福祉施設等相互間及び県、市町、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努めなければならない。
理由	非常災害時に利用者等の安全の確保を図るためには、近隣住民や消防団、他の社会福祉施設等との日常の連携を密にするとともに、緊急時の応援、協力体制を確保することが重要であるため、努力義務とする。

(3) 研修の実施及び研修の機会の確保

内容	職員の資質向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画に基づき全ての職員・従業者に対して研修を実施し、その結果を記録するほか、職員・従業者の研修の機会を確保しなければならない。
理由	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用規定に、研修の機会の確保に関する規定があるが、22年度に発生した虐待事案も踏まえ、職員の資質向上を図るため、計画的な人材育成の仕組みを義務付ける。

(4) 記録の整備

内容	利用者に対する処遇又はサービスの提供に関する記録等について完結の日から5年間の保存を義務づける。
理由	記録等の保存期間について、施設型給付の適正な取扱いやサービスの向上の観点から、5年とする。

(5) 給食における地産地消の推進

内容	食事を提供する場合は、入所者等の特性に配慮しつつ、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工した食品を積極的に使用するよう努めなければならない。
理由	県産品の消費拡大と利用者の健康で豊かな食生活の実現に資するため、施設の給食における地産地消の実施を努力規定とする。

# 認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
  - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
  - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化 → 消費税を含む安定的な財源を確保

## 【類型】

## 《現行制度》

## 《改正後》

**幼保連携型**  
(594件)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

**幼稚園**  
(学校)

- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

**幼保連携型認定こども園**  
(学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
  - 指導監督の一本化
  - 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

**幼稚園型**  
(410件)

※設置主体は国、自治体、学校法人のみ

**幼稚園機能**

**保育所機能**

**保育所型**  
(189件)

※設置主体制限なし

**保育所機能**

**保育所**  
(児童福祉施設)

○ 施設体系は、現行どおり

○ 財政措置は「施設型給付」で一本化

**地方裁量型**  
(40件)

※設置主体制限なし

**幼稚園機能 + 保育所機能**

(認定こども園の合計件数は1359件(平成26年4月時点))

## 香川県子ども・子育て支援会議条例の改正について

## 1. 目的

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部改正により、知事が幼保連携型認定こども園の認可、停止・閉鎖、認可の取消しを行う際に、同法第 25 条に基づき、調査審議を行う附属機関として、香川県子ども・子育て支援会議を位置づけ、調査審議を行うよう条例改正をするものである。

## 2. 改正内容

- 認定こども園法第 25 条に基づく附属機関として、香川県子ども・子育て支援会議を位置づける。
- 知事が幼保連携型認定こども園の認可、停止・閉鎖の命令、認可の取消しを行う際に、同法第 25 条に基づき、調査審議を行うに当たっては、香川県子ども・子育て支援会議に部会を設け、部会で調査審議を行う。
- 部会での議決を会議全体の議決とする。

## 3. 条例改正時期

平成 26 年 9 月議会に改正案を提案する予定

## 4. 施行期日

規則で定める日とする予定

（参考）

認定こども園法（抜粋）

第 25 条 第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

※ 第 17 条第 3 項：設置の認可

第 21 条第 2 項：事業の停止又は施設の閉鎖の命令

第 22 条第 2 項：認可の取消し